

## 原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

平成28年10月11日付け28文第153号

改正 令和3年3月26日付け2地第405号

### (通則)

第1 原子力被災12市町村農業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱（平成28年10月11日付け28文第152号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 補助金は、実施要綱に基づいて行う事業（以下「支援事業」という。）に要する経費として、福島県（以下「県」という。）に基金を造成すること（以下「基金造成事業」という。）を目的とする。

### (交付の対象等)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、県が行う基金造成事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。

3 支援事業は、令和7年度末までに終了するものとする。

### (申請手続)

第4 適正化法5条及び適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、県は、補助金の交付を受けようとするときは交付申請書に別記様式第2号による支援事業計画書を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 県は、補助金を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じ

て得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、県に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 県は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による基金造成事業変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第4で提出された支援事業計画書において予定されていた内容の変更をするとき。

(2) 基金造成事業を中止し、又は廃止するとき。

2 大臣は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9 県は、基金造成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は基金造成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに基金造成事業が予定の期間内に完了しない理由又は基金造成事業の遂行が困難となった理由及び基金造成事業の遂行状況を記載した書類を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第10 県は、補助金の支払いを受けようとするときは、別記様式第5号による支払請求書を大臣及び官署支出官あてに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11 県は、基金造成事業が完了したときは、完了の日から起算して1箇月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日に別記様式第6号による基金造成事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 第4第2項ただし書により交付の申請をした県は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第4第2項ただし書により交付の申請をした県は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前号の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。  
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12 大臣は、第11の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金造成事業の成果が第6で決定した補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、県に通知するものとする。
- 2 大臣は、県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（県において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第13 大臣は、第8第1項第2号の基金造成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 県が、補助金を基金造成事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 県が、基金造成事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金造成事業の全部又は一

部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（補助金の経理等）

- 第14 県は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 県は、前項の帳簿及び証拠書類については、基金の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年が経過した日まで、これを整備保管しておかなければならない。

（補助金調書）

- 第15 県は、当該基金造成事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（基金運営に関する監督・指導）

- 第16 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

（基本的事項の公表）

- 第17 県は、基金の名称、基金の額、国費相当額、支援事業の概要、支援事業を終了する時期、支援事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

（基金の額及び支援事業の実施状況報告）

- 第18 県は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、支援事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、貸付け等の残高、支援事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合

をいう。)、保有割合の算定根拠並びに支援事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによること。）に大臣に報告しなければならない。

（使用見込みの低い基金の返納）

第19 県は、基金の額が支援事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（他用途使用の禁止）

第20 基金は、支援事業以外の用途に使用してはならない。

（基金から補助金を交付する場合に事業実施主体に対して付すべき条件）

第21 県は、基金から事業実施主体に対して補助金を交付するときは、本要綱第4から第16まで及び第20の規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。

- （1）事業実施主体は、支援事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、支援事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- （2）事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4関係）

令和〇〇年度原子力被災12市町村農業者支援事業補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
福島県知事 氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱第4の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

1 基金造成事業の目的

2 交付申請額 金 円

3 基金造成に係る計画

(1) 基金の保有区分	(2) 保管予定額	(3) 備考
	円	
合計額		

(注)

- 1 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。
- 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

4 添付書類

- (1) 支援事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 基金又は支援事業に関し必要な事項を定めた条例、規則、その他福島県が定める関係規程等

(注)

- 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重

複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 2 添付書類のうち（2）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第4関係）

令和〇〇年度原子力被災12市町村農業者支援事業補助金に係る  
支援事業計画書

支援事業の 内容	支援事業の 期間	総事業費 (円)	うち国庫 補助金 (円)	備考
原子力被災12市町村農業者支援事業に要する経費				
合 計				

(注)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。



別記様式第3号（第7関係）

令和〇〇年度原子力被災12市町村農業者支援事業補助金  
交付申請取下げ届出書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
福島県知事 氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった原子力被災12市町村農業者支援事業補助金について、下記の理由により取り下げたいので、原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱第7の規定に基づき届け出る。

記

（取り下げ理由）

別記様式第4号（第8第1項関係）

令和〇〇年度原子力被災12市町村農業者支援事業補助金  
基金造成事業変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
福島県知事 氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注)したいので、原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱第8第1項の規定に基づき申請する。

記

1 〇〇(注)理由

2 添付書類

- (1) 〇〇(注)後の支援事業計画書
- (2) 基金管理状況を示した書類
- (3) その他必要な書類

(注)〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする

別記様式第5号（第10関係）

令和〇〇年度原子力被災12市町村農業者支援事業補助金  
支払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地  
福島県知事 氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった原子力被災12市町村農業者支援事業補助金について、原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱第10の規定により、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第6号（第11関係）

令和〇〇年度原子力被災12市町村農業者支援事業補助金  
基金造成事業実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
福島県知事 氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった原子力被災12市町村農業者支援事業補助金について、交付決定通知の内容に従い実施したので、原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱第11の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の交付の内容

2 基金造成の収支決算

- |                |   |
|----------------|---|
| （1）収入の部（補助金）   | 円 |
| （2）支出の部（基金造成額） | 円 |

（注）基金の口座に係る金融機関の預金残高証明書を添付すること。

別記様式第7号（第11第3項関係）

令和 年度 原子力被災12市町村農業者支援事業補助金の  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
福島県知事 氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、  
原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱第11第3項の規定により、下記のとおり  
報告する。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額                    | 金 | 円 |
| （令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）           |   |   |
| 2 補助金の確定時に減額した<br>仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した<br>仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                         | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し

（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し

（税務署の收受印等のあるもの）

- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第15関係）

令和 年度  
農林水産省所管

原子力被災12市町村農業者支援事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考	
補助事業名	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算額 現 額	収入額	科目	予算額 現 額	うち国庫補助金相当額	支出額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
	円	定額		円	円		円	円	円	円	円	円	円	
原子力被災12市町村農業者支援事業														

記載要領

- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する福島県の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳まで記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業に係る福島県の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を括弧を用いて内書すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（事業実施主体） 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。